

## 定款細則の一部改正(案)

○改正の理由

1. 当法人正会員に、営利法人及びその他の法人を加える。

営利法人・その他の法人が、障害者施設・事業所の運営・経営主体となっている実態を踏まえて正会員に加える。

2. 文語の修正及び整合。

改正(案)	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本セルフセンター定款(以下「定款」という。)第8条、第 <u>57</u> 条の規定により、特定非営利活動法人日本セルフセンター(以下「法人」という。)の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会員の定義)</p> <p>第2条 定款第6条に規定する会員の定義を次のように定める。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人 法人の目的に賛同し入会し、活動や事業に <u>参加</u> できる個人をいう。</p> <p>②団体 法人の目的に賛同し入会し、活動や事業に <u>参加</u> できる社会福祉法人・NPO 法人・<u>営利法人・他の法人</u> 等が設置する団体及び企業等をいう。</p> <p>(2) 賛助会員とは、法人の目的に賛同し、当 <u>法人</u> の活動を支援する個人をいう。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 定款第8条の会費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人 15,000 円</p> <p>②団体 1) 社会福祉法人・NPO 法人・<u>営利法人・他の法人</u> 利用者×1,000 円 (当該団体の当年度4月1日現在の利</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本セルフセンター定款(以下「定款」という。)第8条、第 <u>58</u> 条の規定により、特定非営利活動法人日本セルフセンター(以下「法人」という。)の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会員の定義)</p> <p>第2条 定款第6条に規定する会員の定義を次のように定める。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人 法人の目的に賛同し入会し、活動や事業に <u>協力</u> できる個人をいう。</p> <p>②団体 法人の目的に賛同し入会し、活動や事業に <u>協力</u> できる社会福祉法人・NPO 法人等が設置する団体及び企業等をいう。</p> <p>(2) 賛助会員とは、法人の目的に賛同し、当 <u>センタ</u> の活動を支援する個人をいう。</p> <p>(3) 特別会員とは、法人の目的に賛同し、協力・連携できる企業及び団体をいう。</p> <p>(会費)</p> <p>第3条 定款第8条の会費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>①個人 15,000 円</p> <p>②団体 1) 社会福祉法人・NPO 法人 利用者×1,000 円 (当該団体の当年度4月1日現在の利</p>

<p>用定員とする。但し、生産活動を行う事業の利用定員とする。)</p> <p>2)企業等 100,000 円</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第 4 条 (現行のとおり)</p> <p><u>2</u> 常任理事会は、日常会務を執行し、定款第 33 条に基づき理事会において後日議決を得るものとする。</p> <p>(委員会・作業種別部会等組織)</p> <p>第 5 条 定款第 5 条に定める事業を推進するために必要に応じて委員会・作業種別部会等を<u>置</u>くことができる。</p> <p>委員会・作業種別部会等の設置については常任理事会で別途定める。</p> <p>第 6 条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. ~12. (現行のとおり)</p> <p><u>13. 令和元年 6 月 14 日一部改正。</u></p>	<p>用定員とする。但し、生産活動を行う事業の利用定員とする。)</p> <p>2)企業等 100,000 円</p> <p>(2)賛助会員 一口 2,000 円(一口以上何口でも可とする。)</p> <p>(3)特別会員 一口 50,000 円(一口以上何口でも可とする。)</p> <p>(4)会費は、入会時に納入、又は、定められた納期までに納めるものとする。</p> <p>(5)必要に応じて、総会の議決を経て、会費を変更できるものとする。</p> <p>(常任理事会)</p> <p>第 4 条 定款第 5 条の規定に基づき会長は、法人の円滑かつ安定的な運営に資するために、定款第 13 条第 2 項の理事の、会長 1 人、副会長 3 人、常務理事 1 人をもって常任理事会を置くことができる。</p> <p><u>(2)</u> 常任理事会は、日常会務を執行し、定款第 33 条に基づき理事会において後日議決を得るものとする。</p> <p>(委員会・作業種別部会等組織)</p> <p>第 5 条 定款第 5 条に定める事業を推進するために必要に応じて委員会・作業種別部会等を<u>お</u>くことができる。</p> <p>委員会・作業種別部会等の設置については常任理事会で別途定める。</p> <p>第 6 条 この法人の運営は別に定める諸規程をもって行う。</p> <p>附則</p> <p>1. この細則は総会において決定する。</p> <p>2. この細則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>3. ~12. (略)</p>
---	--